

4 川越税務署から申告に関するお知らせ

☎ 川越税務署 ☎ 235-9411 〒 350-8666 川越市大字並木 452-2

● 申告受付について

平成 25 年分の所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告期間と納付期限等は次のとおりです。なお、平日以外の受け付けは 2 月 23 日・3 月 2 日の日曜日に川越税務署で行います。

▶ 申告の受付場所・川越税務署 ▶ 受付時間・9:00～17:00

税目別申告期間と納付期限

税目	申告期間	納付期限
所得税および復興特別所得税	2月17日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)
消費税および地方消費税	3月31日(月)まで	3月31日(月)
贈与税	2月 3日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)

※川越税務署へはできるだけ公共機関を利用し、お越しく下さい。
※作成された申告書等は、必要書類と一緒に郵送等で提出できます。

● 復興特別所得税について

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に 2.1% の税率を掛けて計算した金額です。平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税があわせて徴収されます。

5 申告書等の作成は便利なホームページで

☎ 川越税務署 ☎ 235-9411 〒 350-8666 川越市大字並木 452-2

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で所得税などの申告書等が作成できます。税務署に出向かずに作成できますので、ぜひご利用ください。

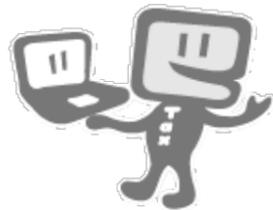
▶ 「確定申告書等作成コーナー」でできること

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。作成した申告書等は、印刷して添付書類と一緒に税務署へ郵送等により提出することができます。また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信することもできます。(e-Tax で送信する場合は、事前準備が必要です)印刷して提出した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

▶ 「確定申告書等作成コーナー」の種類など

平成 25 年分の確定申告書等作成コーナーは、作成する帳票により次の 4 つに分けられます。

- 1 所得税および復興特別所得税の確定申告書作成コーナー
- 2 青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
- 3 消費税および地方消費税の確定申告書作成コーナー
- 4 贈与税の申告書作成コーナー



※日本国内に住所を持っている、または現在まで引き続いて 1 年以上居住している人は、所得が生じた場所が国内外問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

● 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

年金受給者の皆さんの申告手続きの負担を減らすため、平成 23 年分の所得税から「確定申告不要制度」が創設されました。

▶ 確定申告不要制度対象者

下記の 1、2 のいずれにも該当する人

1. 公的年金等の収入金額の合計額が 400 万以下
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万以下

▶ 制度対象者でも確定申告が必要な場合

1. 所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合
 2. 確定申告書提出が要件の控除適用を受ける場合
- 制度対象者でも住民税の申告は必要です。
詳しくは最寄りの税務署までお問い合わせください。

● 白色申告の人は、収支内訳書の添付が必要です

事業所得や不動産所得、山林所有のある人で、確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。用紙は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。詳しくは、申告案内コールセンター(申告案内窓口 049-235-9411 自動音声案内)へお問い合わせください。

2 町県民税に係る税制改正

☎ 税務課住民税係 ☎ 132～134

平成 26 年度の町県民税から、均等割額の引き上げ(詳しくは広報 12 月号参照)、給与所得控除の上限設定などの改正があります。

● 均等割額の引き上げ

町民税・県民税の均等割額がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられ、町民税 3,500 円・県民税 1,500 円になり合計 5,000 円になります。

● 給与所得控除の改正(給与所得控除の上限設定)

給与等の収入額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除について、245 万円の上限が設けられました。

改正前

給与等の収入金額	給与所得金額
10,000,000 円以上	給与等の収入金額×0.95 - 1,700,000 円

改正後

給与等の収入金額	給与所得金額
10,000,000 円～14,999,999 円	給与等の収入金額×0.95 - 1,700,000 円
15,000,000 円以上	給与等の収入金額 - 2,450,000 円

※給与等の収入額が 1,000 万円未満の給与所得算出には改正はありません。

3 所得税および復興特別所得税の還付申告相談

☎ 川越税務署申告案内コールセンター ☎ 235-9411 または 税務課住民税係 ☎ 132～134

所得税および復興特別所得税の還付申告相談を、東上パールビル(川越駅西口徒歩 1 分)地下 1 階と藤久保公民館・三芳町役場 3 階会議室に開設します。

▶ 還付申告相談対象者と必要書類

全てに共通して必要なものは次の 3 つです。

1. 平成 25 年分の源泉徴収票の原本(住所氏名が変わった場合は住民票の写し)
2. 印鑑・ボールペン・計算器具
3. 預金口座番号がわかるもの(申告者名義に限る)

① 医療費控除を受ける人

- ・医療機関、薬局(医薬品のみ)等の領収書
- ・社会保険、共済組合等から補てんされた給付額がわかるもの
- ・生命保険会社等から支払われた入院給付金などがわかるもの
- ・おむつ使用証明書等の添付が必要な人はおむつ使用証明書など

② 住宅借入金等特別控除を受ける人(※注)

- ・住民票の写し ・家屋、土地の登記事項証明書
- ・借入金の年末残高証明書
- ・請負契約書・売買契約書等で取得価格のわかる書類の写し

③ 寄附金控除を受ける人

- ・寄附をしたときの領収書

④ 中途退職後、年末調整が済んでいない人、公的年金等の所得のみで、社会保険料等の控除を受ける人

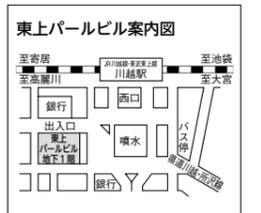
- ・昨年支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除金額を証明できる書類

▶ ご注意ください

平成 24 年分以前の申告は受けられません。※源泉徴収税のない人は還付金額は生じません。※①～④以外の受付はできません。(東上パールビルでは②・③の申告はできません。)

申告相談地区別日程表 ※①～④以外は川越税務署(☎ 235-9411)で申告してください。

対象地区	日にち	受付時間	会場	相談できる控除内容
町内全域	2月12日(水)～3月5日(水)	9:00～11:00 13:00～15:00	東上パールビル 地下1階	①④
町内全域	2月4日(水)・5日(水)	9:00～11:00 13:00～16:00	藤久保公民館	
上富・北永井	2月10日(月)	9:00～11:00 13:00～16:00	役場 3 階会議室	①②③④
藤久保	2月12日(水)・13日(木)			
竹間沢・みよし台	2月14日(金)			



※土・日・祝日は除きます。午前の相談開始時間は 9:30 からです。混雑状況により午前中に受け付けを行っても、相談が午後になる場合があります。

お知らせ

三芳町が「平成 25 年度個人住民税市町村表彰」において、収入未済額圧縮率部門で、上田県知事より表彰を受けました。差押え等による滞納処分に加え、納税者の生活状況等を踏まえた納税緩和措置を適切に行うことで滞納税額を大きく圧縮することができました。収納率の向上、未収債権の適正管理という大きな課題への取り組みの成果が出ました。

